

様式第2号（政務活動実施報告書）

平成26年 1月 22日

井原市議会議長
宮地 俊則 様

井原市議会議員 柳井一徳

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成26年1月14日 10時30分～17時30分
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	1) 〒812-0032 福岡県福岡市博多区石城町2番1号 福岡国際会議場502-503号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	1) 子ども・子育て支援新制度と自治体行政（福岡セミナー） 講義1：子ども・子育て支援関連3法の概要 講義2：利用者サイドからみた新制度 講義3：市町村・地方議会の課題、子ども・子育て会議と事業 計画
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	1) 新制度導入までの経過 保育研究所 逆井直紀氏 講義1：保育研究所所長・元帝京大学教授 村山祐一氏 講義2：広島大学名誉教授 田村和之氏 講義3：佛教大学教授 杉山隆一氏 質疑応答
5. 活動内容	子ども・子育て支援新制度と自治体行政についての3講義研修 と質疑が120名あまりの参加者の元、休憩時間を含めての 7時間があったという間に終了したと感ずるほど有意義であつ た。詳細は別紙のとおり報告する。

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。

2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

子ども・子育て支援新制度と自治体行政

柳井 一徳

平成26年1月14日（火）10時30分より表記のセミナーが、参加者120名あまりで開催された。九州会場ということもあり九州各市町の議員が多く、山口、広島両県からも参加者があった。岡山県では我々の他に倉敷市議が1名おられた。

新制度の本格施行は2015年4月からであり現在、国・自治体は準備作業で忙しい。各市町村では2013年度内から保育のニーズ調査など保育必要量の確保などの事業計画の策定に入っており、14年秋までに市町村の必要事項の地方条例化を終えて、その後に新制度導入準備の開始計画で進んでいる。

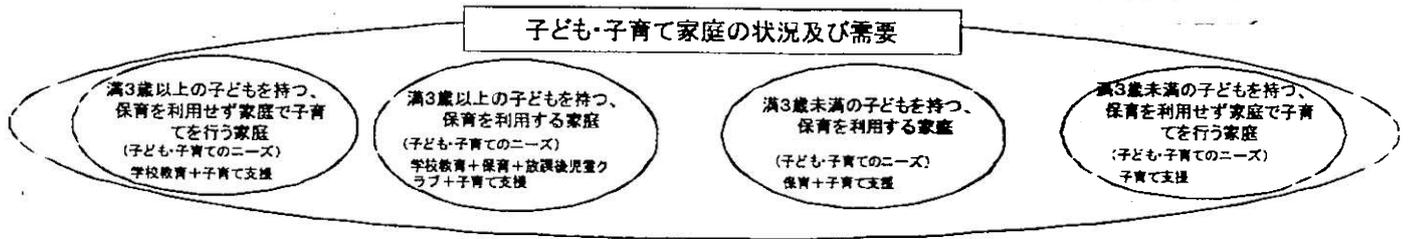
新制度に移行する背景や目的は急速な少子化や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足などたくさんの課題があるため、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的確保、拡大や質の改善により待機児童の解消などに努め、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることにある。

新制度では子ども・子育て関連三法が平成24年8月に成立し、小規模保育で地域の少子化対策、認定こども園制度（幼保連携型認定こども園）の改善は児童福祉施設としての位置づけで内閣府の管轄になるなど大幅な改正が見られる。

このことにより補助金、助成金などの財源は文科省や厚労省だけでなく内閣府も増え、支援給付についても国からの補助金制度の廃止など自治体への丸投げとなり、自治体の予算化が厳しくなる可能性もあり、その準備に追われているのが現状である。（添付資料参照）

本市においては待機児童の不安もなく、放課後児童クラブも現在では、ほぼ満足でき、機能しており問題はないと思われるが、利用する保護者が申し込みをしても自治体が利用調整をして施設の斡旋を図るなど複雑な感じもあり、慣れるまで時間がかかるのではないと思われる。また、前述のとおり、自治体そのものも準備に大変であり、条例改正など平成26年度の議会では6月、9月定例会で条例改正の審議がもたれる可能性があると思われる。

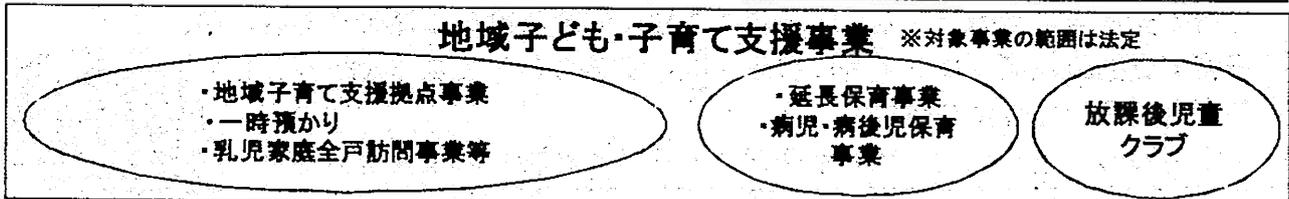
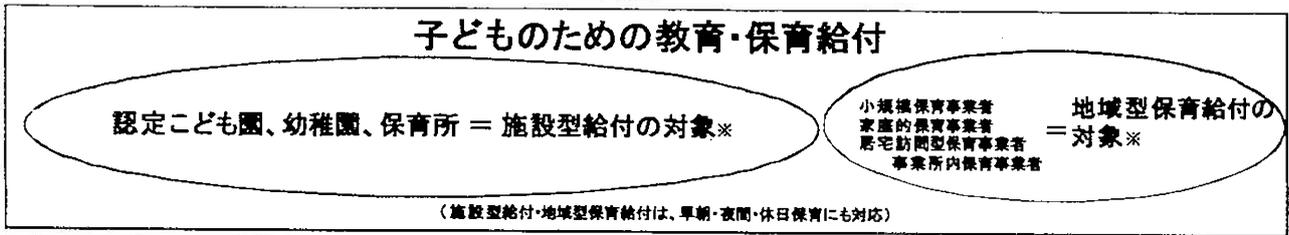
子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



需要の調査・把握

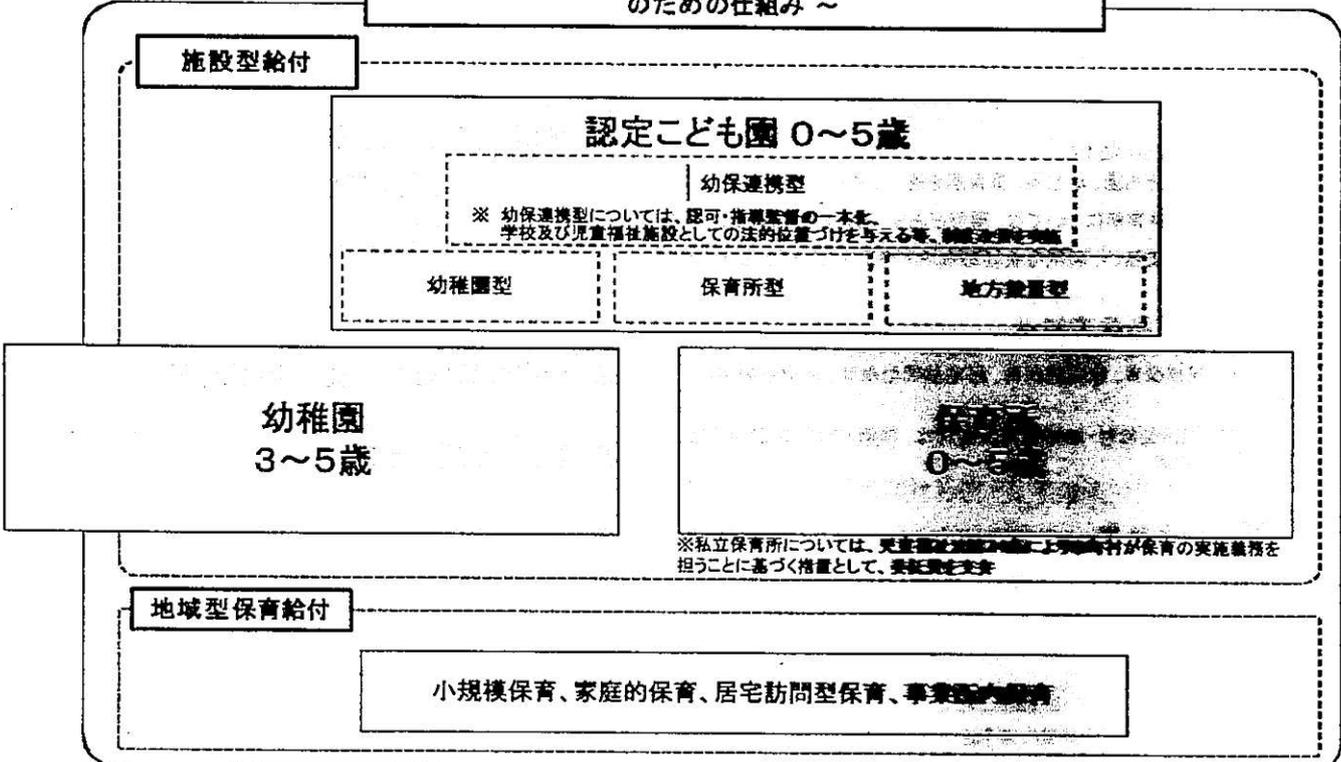
市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備



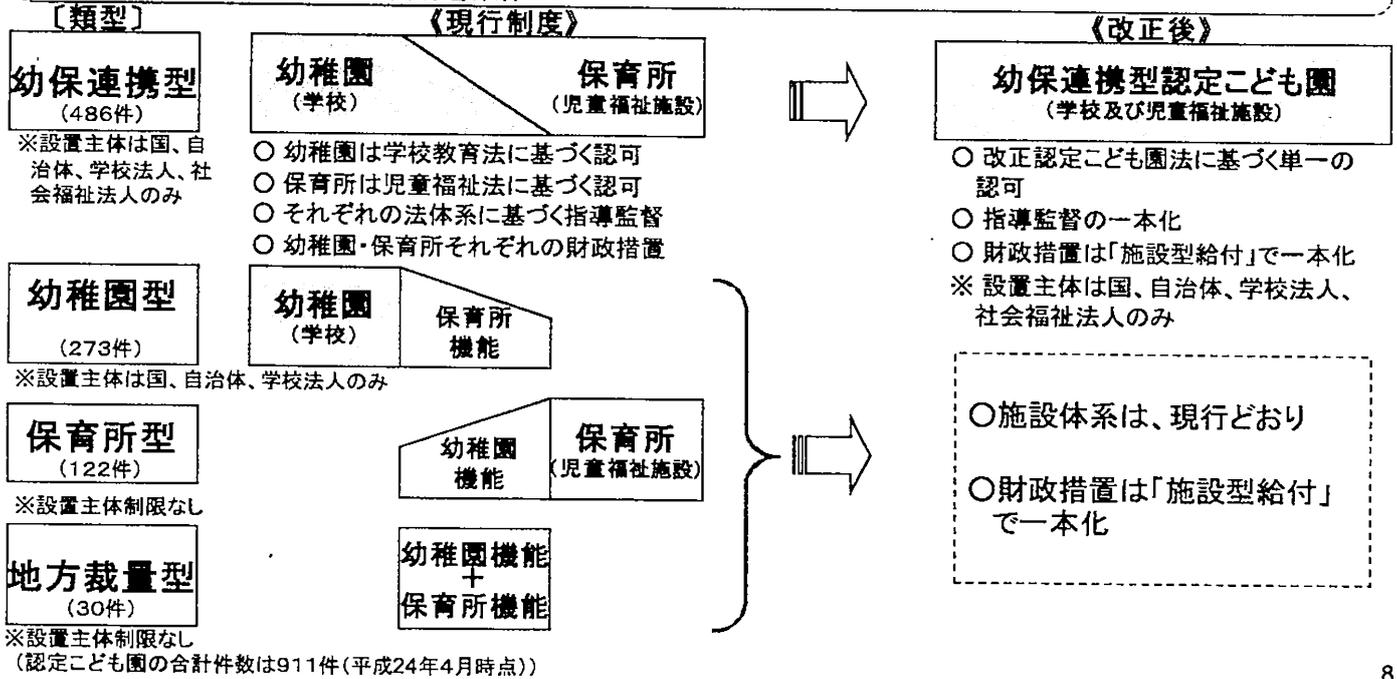
※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の選定を受けたもの

子ども・子育て支援法 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～



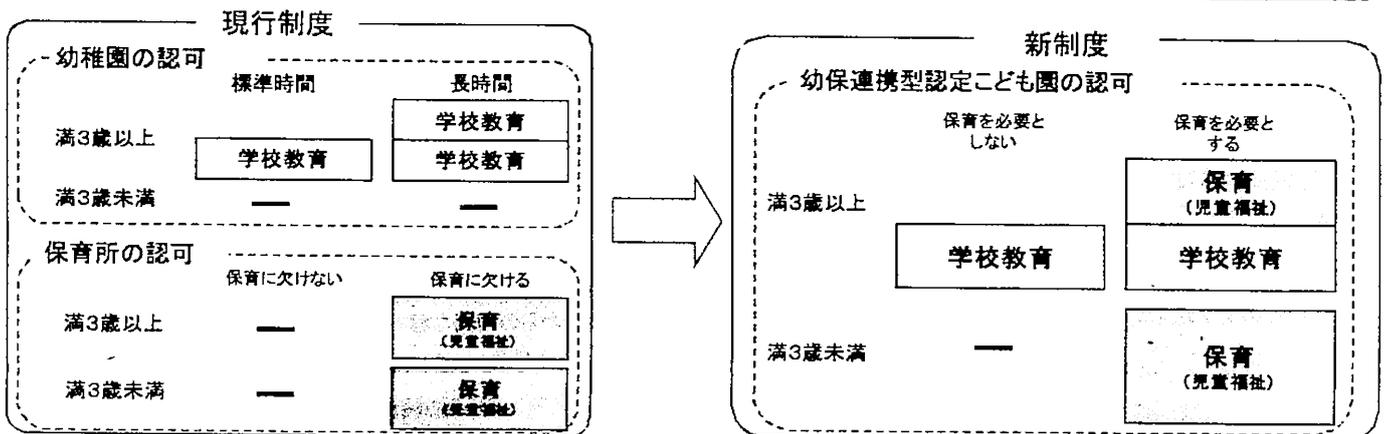
認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



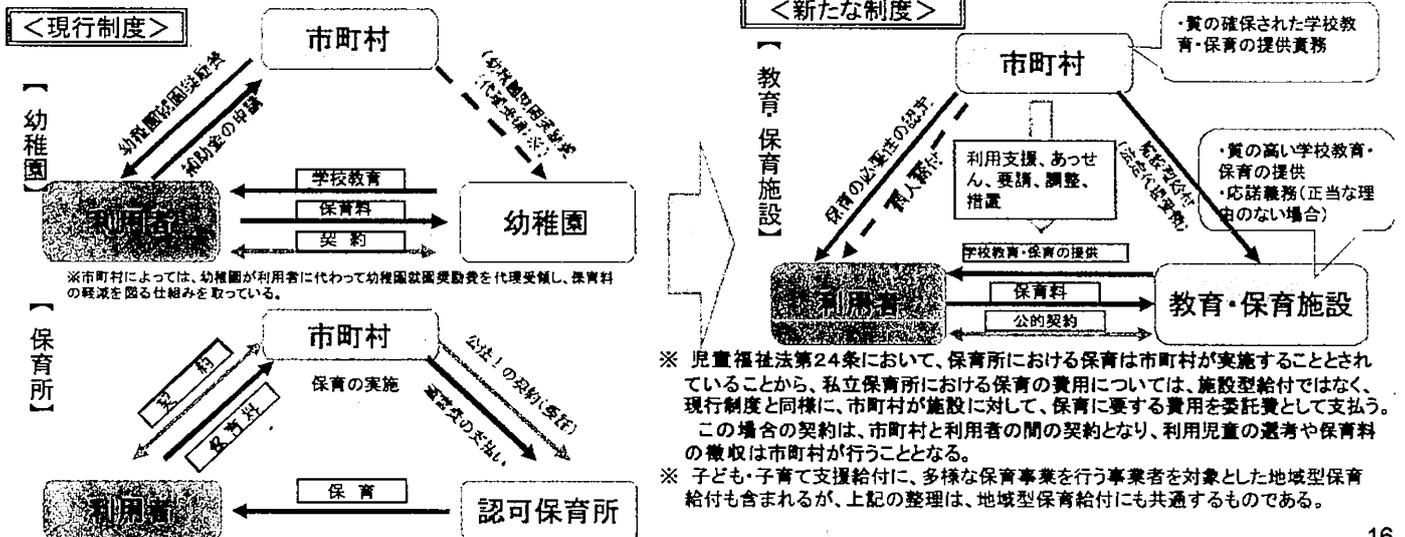
新たな幼保連携型認定こども園

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。
 - ※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。
 - また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。
 - ※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
 - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）



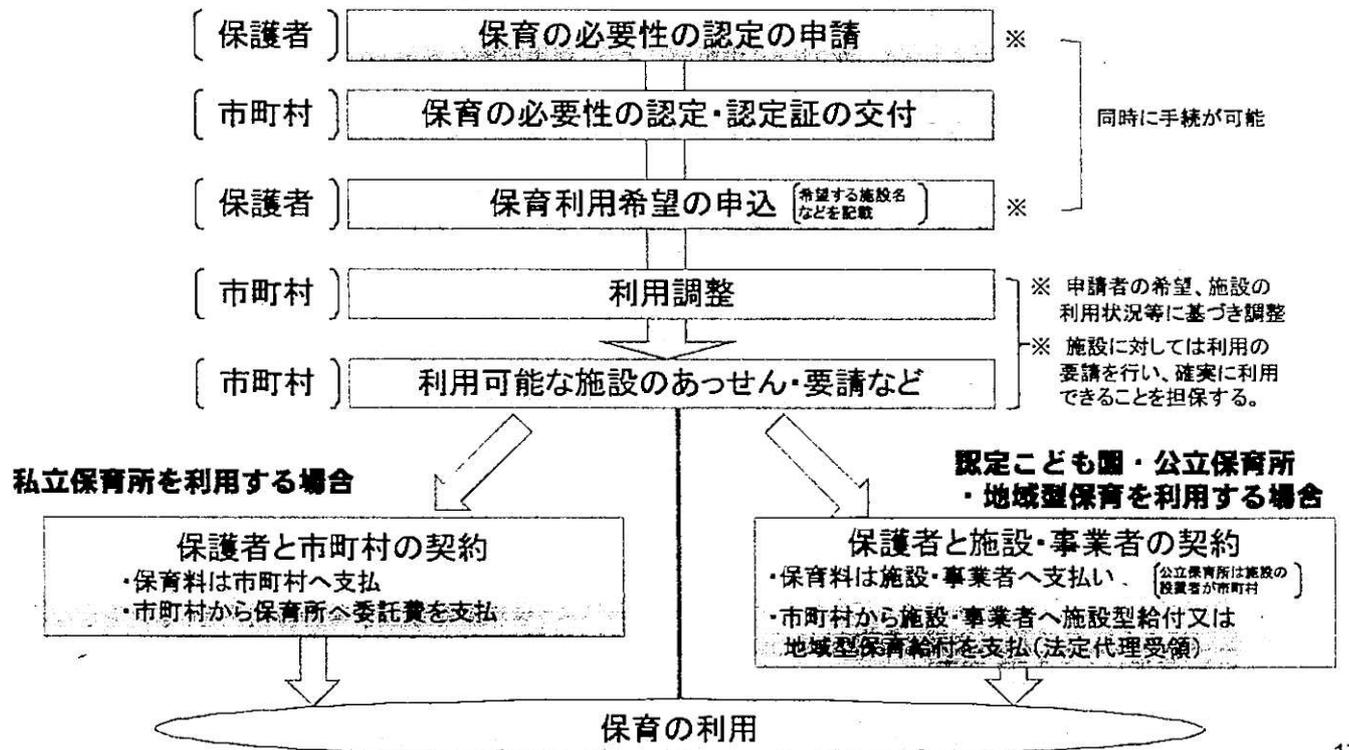
本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



様式第2号（政務活動実施報告書）

26年 1月 28日

井原市議会議長

様

井原市議会議員 大滝 文則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成26年1月14日 10時30分～17時30分
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	1) 〒714-0032 福岡市博多区石城町2番1号 福岡国際会議場502-503号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	子ども・子育て支援新制度と自治体行政（福岡セミナー）
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	10:30～10:45 講師・実方信子（保育研究所） 10:45～12:15 講師・村山祐一（保育研究所長） 13:15～14:45 講師・大井 琢（弁護士） 15:00～16:00 講師・杉山隆一（佛教大学）
5. 活動内容	2015年4月実施に向けて、「子供・子育て支援新制度」導入の作業が進められている中で、最新の情報を学ぶとともに、今後条例化が求められる諸基準等について、地域住民や子供たちのためにはどう対応すべきか？地方議会の課題はどこにあるか？など多岐にわたり制度の概要説明セミナーに参加しました。 開会 新制度導入までの経過 講義1：子ども・子育て支援関連3法の概要 給付と子育て支援事業、給付の仕組み 多様な施設・事業と基準

講義2：新制度における保育の利用（保育所入所）手続き
利用の流れ（認定と入所、利用調整、契約）と保育料

講義3：市町村・地方議会の課題、子供子育て会議と事業計画
市町村・地方議会が決定すべき事項
子ども・子育て会議の状況、事業計画の概要
施設の統廃合、認定こども園への移行問題

質問と交流

以上のとおり研修に参加しましたが、制度が非常に複雑であり
引き続き更なる研究の必要を感じる研修となりました。

他別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スイス：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもの対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

2

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



4

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- ・ 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

5